

福島県農林水産業振興計画の進行管理実施要領（抄）

1 目的

福島県農林水産業振興計画（以下「振興計画」という。）を着実に推進するため、計画に基づき講じた各種施策の進捗や成果について点検・評価を行う進行管理の方法等について規定する。

なお、進行管理で取りまとめた評価・実績等については、翌年度に重点的に取り組む施策の構築等にかするとともに、県民への公表等を通じて農林水産業・農山漁村の魅力の発信や役割の理解促進を図る。

2 進行管理の対象

振興計画の以下の章における、「具体的な取組」及び「施策の達成度を測る指標」とする。

- （１）第４章「施策の展開方向」
- （２）第５章「地方の振興方向」

3 進行管理の手順・項目等

（１）第４章「施策の展開方向」

各施策の担当課（別紙）及び各指標の担当課は、以下の調書を作成する。

①具体的な取組（様式 1－1「施策調書」）

- ・取組と成果
- ・課題
- ・今後の取組の方向性と事業の展開等

②施策の達成度を測る指標（様式 2「指標調書」）

- ・実績・評価
- ・現状分析と今後の見通し
- ・課題
- ・今後の取組等

（２）第５章「地方の振興方向」

各施策及び各指標を担当する事務所は、本庁担当課や関連する事務所と調整の上、以下の調書を作成する。

①具体的な取組（様式 1－2「地方施策調書」）

- ・取組と成果
- ・課題
- ・今後の取組の方向性と必要となる事業等

②施策の達成度を測る指標（様式2「指標調書」）

- ・実績・評価
- ・現状分析と今後の見通し
- ・課題
- ・今後の取組等

4 着実な計画の推進に向けて

農林企画課は、「施策の展開方向」及び「地方の振興方向」の取組・実績等を取りまとめるとともに、計画全体の評価・検討を行う。その結果を踏まえ、以下により報告・公表等を行う。

- （1）審議会、意見交換会への報告と意見徴取
- （2）翌年度に重点的に取り組む施策等を示した「農林水産業施策の基本方向」の策定
- （3）県民への公表

（附則）

この要領は令和4年4月1日から実施する。